

介護職員初任者研修の実施 に関する Q&A

(平成26年12月1日一部修正)

広島県地域福祉課

目 次

1	事業者・研修指定の事務に関する事	…	1
2	講師等の要件に関する事	…	1
3	運営スタッフに関する事	…	2
4	科目の内容等に関する事	…	2
5	実習の実施に関する事	…	3
6	通信の実施に関する事	…	4
7	修了の認定に関する事	…	6
8	補講に関する事	…	7
9	その他の項目に関する事	…	7

1 事業者・研修指定の事務に関すること

【新規申請について】

Q1 平成25年3月31日に介護職員基礎課程，訪問介護員1級・2級課程の事業者であった者は，訪問介護員初任者研修に関して，新規の申請は必要ないか？

A1 国からの指導により，従前の要綱に基づき指定を受けている事業者も，介護員養成研修事業者指定申請書(兼)初回研修指定申請書(要領様式第1号)を提出しなければならないこととなりました。ただし，次の書類は，添付を省略することができます。

- ① 講師・実習指導責任者等要件確認書(既に登録済みの講師又は実習指導責任者に限る。)
- ② ①で，省略が認められた講師及び実習指導責任者の資格に係る資格証又は免許証の写し
- ③ 定款・寄附行為(写)，登記事項証明書，前々・前年度の財務状況等を表す書類(法人)
- ④ 要綱第4条第1項第1号ただし書の法人に準じる団体であることを証する書類(準法人)

※ ①②の書類は，平成27年4月1日以降開講される研修より省略できなくなり，初任者研修での要件確認のために全て再提出となります。(平成27年12月1日追加)

【修了期限について】

Q2 「修了期限は，筆記試験による修了評価の日から30日以上が経過した日(要綱第7条第2項)」とあるが，修了評価の日から30日後でも良いのか？

A2 「修了評価の日から30日以上が経過した日」は，修了評価の結果が修了の認定基準に達しなかった受講者の補習及び再評価を行うために必要な「最低限の期間」を確保するために設定した期日です。従って，各研修事業者において，介護職員初任者研修の修了資格の取得を目ざして受講した人が可能な限り目的を達成できるように，修了期限は，「補習及び再評価を余裕を持って実施できるだけの十分な期間が確保できる日」に設定してください。

2 講師等の要件に関すること

【有資格者について】

Q3 従前の研修制度(介護職員基礎課程，訪問介護員1級・2級課程)において認められていた有資格者でも，初任者研修の有資格者要件から外れた者は，講師又は実習指導責任者になれなくなるのか？

A3 初任者研修で対象外となった資格(者)でも，従前の研修制度で講師又は実習指導責任者であった者は，平成27年3月31日以前に開講する研修においては，当該資格に対応する講義・実習については，講師又は実習指導責任者とすることが可能です。

【講師要件について】

Q4 科目試験における「評価担当講師(修了評価を担当する講師)」(要領 P13・第7-(2)-1-(イ)-b)は，別に要件が定められているのか？

A4 単に修了評価を担当する講師というだけで，特別な要件はありません。

3 運営スタッフに関すること

【スタッフの兼務について】

Q 5 運営スタッフは、兼務は可能か？

A 5 兼務の可否については、次のとおりです。(要領 P6)

	研修責任者	課程編成責任者	実習責任者	事務担当者
運営スタッフ	×	実習責任者	課程編成責任者 (教授等、専任教員等 及び介護福祉士のみ)	×
講師	△※1	△※1	△※1	×
実習指導責任者	×	×	×	×
他研修制度 のスタッフ	△※2	△※2	△※2	△※2

※1 業務に支障のない限り可

※2 他研修制度において兼務を禁じていなければ、業務に支障のない限り可

【課程編成責任者について】

Q 6 保健師，看護師，准看護師は，本制度の課程編成責任者になれるのか？

A 6 課程編成責任者は、「介護」に関する当研修において、研修計画やカリキュラムの立案、実習責任者への指導・助言、修了認定、実技の課題作成等を担当業務とすることから、介護に関する相当の知識を有することが明らかである者を選任する必要があるため、「教授等、専任教員等又は介護福祉士」に限定させていただきました。

4 科目の内容等に関すること

【研修科目の実施順序について】

Q 7 研修科目のうち、「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」を実施する順番は定められている(要領 P9・第 4-2-(3)-イ-(7)-b)が、その他の科目はどのような順序でも良いのか？

A 7 「職務の理解」及び「振り返り」を除く各科目の順序は、受講者の知識・技術の効果的な習得に配慮したうえで、研修事業者が任意に決定することができます。

【研修科目等の追加について】

Q 8 研修科目を独自に追加して実施することは可能か？

A 8 研修事業者の判断で、研修科目を独自に追加することは可能です。なお、当該研修科目を介護職員初任者研修として実施するか、又は別個の研修として実施するかについても、研修事業者の判断にゆだねられています。

Q 9 研修時間を延長して、講義、演習又は実習を追加実施することは可能か？

A 9 研修事業者の判断により、各科目で定められた研修時間数を超えて研修を実施することは可能です（要領 P9・第 4-2-1-(7)-c）。この場合、超過した時間も介護職員初任者研修として実施することとなります。

【科目免除について】

Q10 新たに設けられた、「知事が別に認めた研修の修了者」に対する「知事の認める科目」とは、どのようなものか？（要領 P12・第 6-1）

A10 広島県が直接又は委託により実施する研修を想定しています。該当の研修及び免除科目については、研修を実施した後に、ホームページ及び文書によりお知らせする予定です。

5 実習の実施に関すること

【必須実習科目について】

Q11 研修科目のうち、「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」で実習が必須とされているが（要領 P10・第 4-2-(3)-ウ(7)）、内容はどのようなもので、どのような形で実施するのか？

A11 「職務の理解」及び「振り返り」で求められる内容等は次のとおりです。

	職務の理解	振り返り
実施目的	介護の仕事がどのようなものかを、実際の介護現場に触れて理解する。	初任者研修の各科目で学んだ知識や技術を前提として、再度、介護現場に触れて、介護の仕事に関する理解をより深める。
実施時間	研修実施事業者が必要と認める時間数（1 時間以上が望ましい）	研修実施事業者が必要と認める時間数（2 時間以上が望ましい）
実施方法及び内容	以下のうち、 <u>介護施設の見学のみ、又は 2 つの組み合わせにより実施</u> ・介護施設の見学（必須） ・介護業務の実体験	以下のうち、 <u>介護施設の見学のみ、又は介護施設の見学を含む 2 つ以上の組み合わせにより実施</u> ・介護施設の見学（必須） ・介護業務の実体験 ・介護職員の体験談の聴講
実施場所	実施要領で定める実習施設	実施要領で定める実習施設

Q12 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」では、実習施設での講義・演習の実施が認められるのか？

A12 実習施設において講義・演習室を確保し（賃貸契約の締結等、要領 P7・第 3-(2)-7-(7)-c）、研修指定申請（契約書の写し、図面の添付等）を行っていけば、実習施設において講義・演習を行うことも可能です。

【任意実習科目について】

Q13 研修科目のうち、「7. 認知症の理解」及び「8. 障害の理解」では、実習が任意とされているが、実施時間の上限等はあるのか？

A13 実施要領の「到達目標・評価の基準」や「内容例」（要領P22・23）に沿って、受講者の内容の理解が進むことを前提に、研修事業者の判断で、適当な時間数（各科目の研修時間の1/2以内）を実習に振り分けることが可能です。

【異なる科目の実習を同一日に実施することについて】

Q14 実習を効率的に行うため、任意実習科目である「7. 認知症の理解」や「8. 障害の理解」の実習を午前中に実施し、午後から「10. 振り返り」の実習を行うことは可能か？

A14 研修事業者において、受講者による知識・技術の習得が効果的に実施できると判断できれば、実施することは可能です。なお、「振り返り」の科目（実習）を実施するに当たっては、他のすべての研修科目を終えていることが前提となりますので、御注意ください。

【実習受入期間の上限について】

Q15 「実習受入施設の実習受入期間は3年を超えないこと（要領P7・第3-1-(2)-イ-ウ）」とあるが、同一の施設に、3年を超えて実習生を受け入れてもらうことはできないのか？

A15 この規定は、「1つの実習受入施設においては、3年を超えて受入承諾をもらうことを認めない」という趣旨で設けたものです。受入期間の経過後に、再度、同一施設から受入承諾をもらうことについては問題ありません。

※ 介護員養成研修事業実習施設受入承諾書の記載に当たっては、「実習受入期間が3年を超えて記載されていないこと」に御注意ください。

6 通信の実施に関すること

【通信学習の割り当てについて】

Q16 通信学習に割り当てられる時間は、決まっているのか？

A16 科目ごとに決まっています（要領P15・別表1）。なお、「職務の理解」と「振り返り」に関しては、通信形式で実施することはできません。

Q17 通信学習に割り当てることのできない時間は、何を実施するのか？

A17 通学学習を実施します。

【面接指導の実施について】

Q18 実習が任意となっている科目において、通学学習の時間を「実習」に充ててよいのか？

A18 通学学習は、面接指導（通信学習課題の解説及び質疑応答）及び通信学習の内容を展開する演習に充てることとなっています（要領P10・第4-2-I-b）。なお、通信学習の時間を減らし、十分な面接指導及び演習時間を確保した上で、実習を行うことは可能です。

【学習課題の設問形式】

Q19 学習課題の設問は、選択式、記述式及び論述式を組み合わせる実施するのか？

A19 3つの方式を組み合わせる実施してください。「通信学習の方法及び基準（要領 P31）」

【「通信学習」での『実習』の取扱いについて】

Q20 「通信学習」を選択した場合、任意実習科目においては『実習』を実施できるのか？

A20 「実習」の実施は、次の場合が想定されます。

※『実習』が認められていない科目においては、「通信学習」を選択した場合、残りの時間で「通信学習」の理解を進め、内容を展開するための面接指導と演習（以下「面接・演習」という。）を実施することとなります。この「通信学習」時間と「面接・演習」に充てる時間数の比率は科目ごとに異なっていますが、『実習』を行うことのできる科目（「認知症の理解」及び「障害の理解」）については、1：1になっています。この趣旨から、任意実習科目においては、通信学習の時間数と同じだけの時間数を「面接・演習」に充てていただく必要があると考えています。

《実施可能例：認知症の理解 [6時間（うち通信可能時間3時間）+α]》

通学学習(3)		実習(3)		実習(+α)
通信学習(1)	通学学習 [面接・演習](1)	通学学習(2)	実習(2)	実習(+α)
通信学習(2)	通学学習 [面接・演習](2)	通学学習(1)	実習(1)	実習(+α)
通信学習(3)	通学学習 [面接・演習](3)		実習(+α)	

《実施可能例：障害の理解 [3時間（うち通信可能時間1.5時間）+α]》

通学学習(1.5)		実習(1.5)		実習(+α)
通信学習(0.5)	通学学習 [面接・演習](0.5)	通学学習(1)	実習(1)	実習(+α)
通信学習(1)	通学学習 [面接・演習](1)	通学学習(0.5)	実習(0.5)	実習(+α)
通信学習(1.5)	通学学習[面接・演習](1.5)		実習(+α)	

※ 《実施可能例》はあくまでも可能性として提示していますので、各事業者において、効果の有無等を考慮しながら現実的な選択を行ってください。

7 修了の認定に関すること

【修了認定について】

Q21 「修了認定」は、どのように行うのか？

A21 「修了認定」は、「科目試験」、「修了試験」の評価等をもとに、課程編成責任者が総合的に判断して決定します(要領 P12～第 7)。

【各科目の評価について】

Q22 各科目の評価はどのように実施するのか？

A22 評価は、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の科目のみ、「科目試験」によって実施してください。他の科目は、担当講師が、レポート等により受講者の理解度の確認を行い(要領 P14・第 7-(3))、研修計画に定める評価ポイントに達しない者には、補習を実施した後に、レポート等(通信の場合は、課題の再提出)による再確認を行ってください。

【科目試験について】

Q23 「科目試験」が合格の基準に達していなければ、「修了試験」を受験できないのか？

A23 修了試験は、全科目の修了時に実施します(要領 P14・第 7-(2)-ウ-(7))。従って、「科目試験」が合格の基準に達していない者は、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の科目が修了していないこととなり、「修了試験」は受験できません。

Q24 科目試験における実技の課題は、誰が作成するのか？

A24 課程編成責任者が作成(要領 P13・第 7-(2)-ア-(7))してください。

Q25 「科目試験」のうち、実技試験の所要時間は 2 時間以上との定めがあるが(要領 P13・第 7-(2)-イ-(1))、筆記・口答試験の時間は決まっていないのか？また、実施する必要はあるのか？

A25 決まったものではありません。各事業者において、受講者の理解度を確認するために必要となる時間を設定し、実施してください。なお、実技試験の所要時間を 2 時間以上としているのは、あくまで「実施例」によるものですが、この例示に準じて実施していただきたいと考えています。

【修了認定後の「修了証」の交付時期について】

Q26 研修の修了期限は、「筆記試験による修了評価の日から 30 日以上が経過した日とされている(要綱 P4・第 7 条第 2 項)」が、30 日以上が経過しなければ「修了証」は交付できないのか？

A26 研修修了者(初任者研修を修了したと認定した者)に対しては、研修修了後、遅滞なく「修了証」を交付してください(要綱 P4・第 11 条第 1 項)。なお、すべての受講者が研修を修了していなくても、研修修了者に対しては「修了証」を交付できます。

※ 修了期限は、「その期限を越えて、受講者の修了を認定できなくなる日」を指します。修了評価の日から 30 日以上が経過した日を修了期限としたのは、修了試験の合格基準に達しなかった受講者に対して再評価を受けるための最低限の期間を確保するためです。

8 補講に関すること

【補講の実施について】

Q27 補講は、「実務者研修」の同等科目において実施することが可能か？

A27 実務者研修は国の指定に関するものであるが、国の見解(厚生労働省及び中四国厚生局)では、介護職員初任者研修の補講としての受講は認められないとのことです。

9 その他の項目に関すること

【オリエンテーションの実施について】

Q28 研修時間とは別に、オリエンテーションの時間を設ける必要があるのか？

A28 研修の開講式において、研修内容等の学則に記載されている事項や研修受講に当たっての注意事項等の説明のために、研修時間とは別に、オリエンテーションの時間を確保する必要があります (要領 P9・第 4-2-(3)-7-(ウ))。

【「研修企画」について】

Q29 要領(P9・第 4-2-(2))で策定することとされる「研修企画」とは、どのようなものか？

A29 「研修企画」は、「研修計画」で定める事項についての研修事業者ごとの考え方の基本や策定手順等を定めたもの(研修計画の策定方針)です。「研修企画」は、県に提出する必要のない書類で、様式は自由です。策定者に関する規定はありませんが、研修責任者と課程編成責任者が協議のうえ、策定することが望ましいと考えられます。

【演習で使用する福祉用具等について】

Q30 要領別表 4 に掲げる福祉用具等は、すべて準備する必要があるのか？

A30 別表 4 は、「演習」を実施する際に必要となると考えられる物品を、参考までに掲げたものです(P7・第 3-(2)-7-(イ))。従って、各事業者において、物品の必要の有無を個別に判断して、準備してください。

【講義・演習室の面積について】

Q31 講義・演習室の広さには、変更があったのか？

A31 講義・演習室の広さは、次の場合を除き、従来どおり研修受講者 1 名当たり 1.65㎡以上としました (要領 P7・第 3-1-(2)-7-(7)-b)。

《例外》

- ・ 福祉用具等を使用する実技演習では、演習室の広さを研修受講者 1 名当たり 2.00㎡以上確保してください。

※ また、福祉用具等を使用する実技演習については、「演習実施計画書(別紙様式 8)」の作成が必要です。

【実習可能施設の確認方法について】

Q32 実習施設の対象となる「介護保険サービス提供施設」や「障害福祉サービス提供施設」であるかは、どのように確認すれば良いか？

A32 広島県介護事業所検索「介護サービス情報公開システム」及び独立行政法人福祉医療機構のホームページ「WAM-NET (ワムネット)」で確認してください。

- ① 介護保険サービス提供施設 <http://www.kaigokensaku.jp/34/index.php>
- ② 障害福祉サービス提供施設 <http://www.wam.go.jp/shofukupub/>